令和８（2026）年１０月１日

６５歳以上の皆さまへ

（対象者が多いため、全戸配布とさせていただきました。ご了承ください）

介護保険料額決定通知書に同封した資料に関する訂正とお詫びについて

日頃より、本市の介護保険行政につきましてご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

このたび、６５歳以上の皆さまへ送付しました介護保険料額決定通知書の同封文書に一部誤りがございました。深くお詫び申しあげますとともに、下記のとおり訂正いたし、今後は再発防止に努めてまいります。

なお、介護保険料額決定通知書は、令和８年６月１６日時点で６５歳以上の方を対象に、令和８年７月１０日付で送付しております。

記

【訂正箇所】

介護保険料について（年度額）の表中、対象者の欄

【訂正内容】

（誤）80.9万円→（正）82.65万円

なお、訂正後の表につきましては、本紙裏面をご覧ください。

※通知している介護保険料の決定額は正しく計算されており、変更はありません。

【お問い合わせ先】
みやま市役所
介護支援課　介護保険係
電話番号：0944-64-1555（直通）

【裏面参照】

【訂正後】太字部分が訂正箇所です

# 介護保険料について（年度額）

介護保険料は本人とその世帯員の市民税の課税状況等により13段階に分けられます。

| 対象者 | | | 所得段階 | 保険料率 | 保険料額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 本人の市民税が非課税 | 世帯員全員が非課税 | 本人が生活保護受給者もしくは老齢福祉年金受給者 | 第1段階 | 基準額<br>×0.285<br>（軽減前 基準額×0.455） | 22,230円<br>（軽減前 35,490円） |
| | | 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が**82.65万円**以下の方 | | | |
| | | 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が**82.65万円**を超え120万円以下の方 | 第2段階 | 基準額<br>×0.485<br>（軽減前 基準額×0.685） | 37,830円<br>（軽減前 53,430円） |
| | | 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える方 | 第3段階 | 基準額<br>×0.685<br>（軽減前 基準額×0.69） | 53,430円<br>（軽減前 53,820円） |
| | 世帯に課税者がいる | 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が**82.65万円**以下の方 | 第4段階 | 基準額<br>×0.9 | 70,200円 |
| | | 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が**82.65万円**を超える方 | 第5段階 | 基準額 | 78,000円 |
| 本人の市民税が課税 | — | 前年の合計所得金額が120万円未満の方 | 第6段階 | 基準額<br>×1.2 | 93,600円 |
| | — | 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方 | 第7段階 | 基準額<br>×1.3 | 101,400円 |
| | — | 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方 | 第8段階 | 基準額<br>×1.5 | 117,000円 |
| | — | 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 第9段階 | 基準額<br>×1.7 | 132,600円 |
| | — | 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 第10段階 | 基準額<br>×1.9 | 148,200円 |
| | — | 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 第11段階 | 基準額<br>×2.1 | 163,800円 |
| | — | 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 第12段階 | 基準額<br>×2.3 | 179,400円 |
| | — | 前年の合計所得金額が720万円以上の方 | 第13段階 | 基準額<br>×2.4 | 187,200円 |

※第一段階から第５段階の合計所得金額は、課税年金収入に係る所得金額を控除して得た額です。

【令和8年度の特例措置について】
令和7年度の税制改正（給与所得控除の10万円引き上げ）の影響により、住民税が「課税」から「非課税」に変わる方がおられます。しかし、令和8年度の介護保険料については、制度の公平性を保つため、給与所得控除引き上げ前の基準（控除額55万円）を用いて算定を行います。そのため、住民税が非課税であっても、保険料の段階判定では「課税」とみなされ、前年度と同じ段階（保険料額）になる場合があります。

【特例減免について】
上記「特例措置」対象者のうち、令和7年度および令和8年度の市民税がともに「非課税」となる方については、さらに個別の「特例措置」を適用して保険料が算定される場合があります。